

令和元年度第 1 6 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 1 月 2 6 日

担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

健康部介護保険課〔内線 2 4 4 3〕

| |
|--|
| ① 件 名 |
| 令和元年台風第 1 9 号に伴う国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除措置について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】</p> <p>令和元年台風第 1 9 号による災害については、同年 1 0 月 1 2 日に災害救助法が適用され、被災者に係る国民健康保険被保険者一部負担金及び介護保険サービス利用者負担額については、国からの通知に基づき、令和 2 年 1 月末までは支払いを猶予する扱いとなっている。</p> <p>【目的】</p> <p>国民健康保険被保険者一部負担金及び介護サービス利用者負担額を免除することにより、被災者の医療や介護サービスを確保するとともに、経済的負担の軽減を図るもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】</p> <p>国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号） 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 3 5 年厚生省令第 1 0 号） 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 1 2 年厚生省令第 2 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>令和元年 1 0 月 1 2 日 令和元年台風第 1 9 号について災害救助法適用</p> <p>1 8 日 令和元年台風第 1 9 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（厚生労働省保険局事務連絡）</p> <p>令和元年台風第 1 9 号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（厚生労働省老健局事務連絡）</p> <p>国保一部負担金及び介護サービス利用者負担額の窓口支払猶予実施</p> <p>2 5 日 医療機関等に負担金の取扱いについて周知</p> <p>1 1 月 5 日 介護事業所等に利用者負担額の取扱いについて周知</p> |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>令和元年台風第 1 9 号による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額を免除する。</p> <p>（※入院や入所時の食費及び居住費等は該当しない）</p> <p>1 免除対象者の要件</p> <p>(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合</p> <p>(2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合</p> <p>(3) 主たる生計維持者の行方が不明である場合</p> <p>(4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合</p> <p>(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合</p> |

| |
|---|
| <p>2 免除の実施方法 り災証明書が交付された世帯の対象者に「免除証明書」を交付し、受領後は医療機関や介護事業所等で「免除証明書」を提示することで免除となる。</p> <p>3 負担金等の還付 令和元年10月12日以降に医療機関や介護事業所等への支払済分については、申請により還付する。</p> <p>4 免除期間 令和元年10月12日から令和2年1月31日まで</p> |
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。</p> <p>【市財政への負担】 国民健康保険一部負担金見込額：300人（190世帯）、1,240万円 介護サービス利用者負担額見込額：200人、1,080万円 ※ 国保一部負担金及び介護サービス利用負担額に係る財政支援：特別調整交付金 10/10（予定）</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内各自治体及び宮城県後期高齢者医療広域連合においても免除措置を実施予定</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和元年 11月 令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱及び令和元年台風第19号に伴う介護サービスの利用者負担額の免除に関する要綱を制定（公布の日から施行）</p> |
| <p>⑨ その他</p> |